

議案第 6 4 号

市川市役所駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市役所駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 9 年 2 月 1 5 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市役所駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市役所駐車場等の設置及び管理に関する条例(平成 1 5 年条例第 4 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表市川市役所第 1 駐車場の項及び市川市役所第 3 駐車場の項を削り、同表中

「

行徳支所駐車場	市川市末広 1 丁目 1 番 1 0	6 9 台
---------	--------------------	-------

」を

「

市川市役所仮本庁舎駐車場	市川市南八幡 2 丁目 3 0 7 番 2	6 9 台
行徳支所駐車場	市川市末広 1 丁目 1 番 1 0	6 9 台

」に

改める。

第 4 条第 1 項の表市川市役所第 1 駐車場の項及び市川市役所第 3 駐車場の項を削り、同表中

行徳支所駐車場	日曜日から土曜日 まで	午前0時から午後12時 まで	を
---------	----------------	-------------------	---

市川市役所仮本庁舎駐 車場	日曜日から土曜日 まで	午前8時から午後9時 30分まで	に
行徳支所駐車場	日曜日から土曜日 まで	午前0時から午後12時 まで	

改める。

別表開庁日（閉庁日以外の日をいう。以下同じ。）の項中「閉庁日」を「日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日（以下「閉庁日」という。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年5月8日から施行する。ただし、第2条の表市川市役所第1駐車場の項及び市川市役所第3駐車場の項を削る改正規定、第4条第1項の表市川市役所第1駐車場の項及び市川市役所第3駐車場の項を削る改正規定並びに別表の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、同年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成29年6月1日前に市川市役所第1駐車場又は市川市役所第3駐車場の施設、設備等の全部又は一部を壊し、汚し、又は失わせたものに係る改正前の第11条の規定による当該施設、設備等の全部又は一部を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない義務については、なお従前の例による。
- 3 平成29年6月1日前にした行為（市川市役所第1駐車場又は市川市役所第3駐車場を利用した者に係る行為に限る。）に対する過料の規定の適用につ

いては、なお従前の例による。

理 由

市役所の本庁舎の建替えに当たり当分の間本庁舎の機能が仮本庁舎に移転することから、市役所仮本庁舎駐車場の供用を開始するとともに市役所第1駐車場及び第3駐車場の供用を廃止するほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。